

議案第 79 号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ」を「給与（岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号。次条において「給与条例」という。）第2条第1項に規定する給与をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条中「岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号）」を「給与条例」に改める。

第9条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「給与」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。